

派遣元責任者講習テキスト 労働者派遣法（第3版）正誤および改正（労働契約法等）による改訂

頁行	正	誤
11頁4行	(1) 職業紹介事業(2) 労働者派遣事業(3) 労働者供給事業(4) 労働者募集の4つがあり、これらに	(1) 職業紹介事業(2) 労働者派遣事業(3) 労働者供給事業(4) 労働者募集事業の4つがあり、これらに
11頁表左列	(4) 労働者募集	(4) 労働者募集事業
39頁18行	(2) 派遣割合の実績報告	__ 派遣割合の実績報告
19行	__ 派遣元事業主は、事業年度終了後3ヶ月以内に「	(P) 派遣元事業主は、事業年度終了後3ヶ月以内に「
21行	__ 派遣割合の算出方法(則第18条の3第4項)	(I) 派遣割合の算出方法(則第18条の3第4項)
27行	__ 「60歳以上の定年退職者」とは、60歳以上	(U) 「60歳以上の定年退職者」とは、60歳以上
32行	__ 「60歳以上の定年退職者」であることの確認は	(I) 「60歳以上の定年退職者」であることの確認は
40頁3行	__ 事業年度中に関係派遣先の範囲に変更があった	(A) 事業年度中に関係派遣先の範囲に変更があった
81頁1行	離職した労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる「60歳以上の定年退職者」の取扱いは、派遣割合の算出方法時と同様です(p 39参照)。	離職した労働者についての労働者派遣の禁止の例外となります。「60歳以上の定年退職者」の取扱いは、派遣割合の算出方法時と同様です。
107頁6行	<p>期間の定めなし、期間の定めあり(年 月 日 ~ 年 月 日)</p> <p>以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入</p> <p>1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他()]</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力 ・ 会社の経営状況 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ その他() 	<p>期間の定めなし、期間の定めあり() (年 月 日 ~ 年 月 日)</p> <p>108頁37行目 ~ 43行目</p> <p>* 「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に、以下を記入・・・</p> <p>二重線内の「更新の有無」の欄の内容が、前頁の「契約期間」の欄に移動(107頁6行目へ移動)</p>
108頁31行	<p>・ 具体的に適用される就業規則名()</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合の説明です。</p> <p>労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。</p> </div>	<p>・ 具体的に適用される就業規則名()</p>

108頁 最終行	る事項について、一方を省略して差し支えないこと。 * <u>労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。</u>	る事項について、一方を省略して差し支えないこと。
109頁13行	しない場合の判断の基準(複数可)を明示すること (参考) <u>労働契約法第18条第1項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算5年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること</u>	しない場合の判断の基準(複数可)を明示すること
125頁11行	政令で定める業務 (法第40条の2第1項第1号の政令で定める業務)	政令で定める業務 (法第40条の2第1項各号の政令で定める業務)
136頁11行	6 <u>派遣就業した事業所の名称、就業場所</u> <u>株式会社霞が関支店、経理課会計係</u> 7 派遣就業した事業所の所在地 〒100-8916 千代田区霞が関 - - <u>TEL 3593-**** (内線571)</u>	6 <u>派遣就業した事業所の名称、株式会社霞が関支店</u> 7 派遣就業した事業所の所在地 〒100-8916 千代田区霞が関 - - <u>TEL 3593-****</u>
155頁 下から8行	また、紹介予定派遣を行う場合は、 <u>労働者派遣事業の許可又は届出とともに、有料職業紹介事業の許可又は届出を取得する必要があります。</u>	また、紹介予定派遣を行う場合は、 <u>労働者派遣事業許可とともに、有料職業紹介事業許可を取得する必要があります。</u>
324頁35行	日雇派遣の原則禁止の例外/9・ <u>178</u> ・179	日雇派遣の原則禁止の例外/9・ <u>177</u> ・179